

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第2区分
 【発行日】平成27年1月8日(2015.1.8)

【公表番号】特表2014-503533(P2014-503533A)
 【公表日】平成26年2月13日(2014.2.13)
 【年通号数】公開・登録公報2014-008
 【出願番号】特願2013-544685(P2013-544685)
 【国際特許分類】

A 6 1 K 31/275 (2006.01)
 A 6 1 K 9/06 (2006.01)
 A 6 1 K 9/107 (2006.01)
 A 6 1 K 9/08 (2006.01)
 A 6 1 K 9/10 (2006.01)
 A 6 1 K 9/20 (2006.01)
 A 6 1 K 9/48 (2006.01)
 A 6 1 K 9/16 (2006.01)
 A 6 1 K 9/14 (2006.01)
 A 6 1 K 47/10 (2006.01)
 A 6 1 P 29/00 (2006.01)
 A 6 1 P 21/00 (2006.01)
 A 6 1 P 19/00 (2006.01)
 A 6 1 P 19/02 (2006.01)
 A 6 1 P 17/00 (2006.01)
 A 6 1 P 17/06 (2006.01)
 A 6 1 P 37/08 (2006.01)

【 F I 】

A 6 1 K 31/275
 A 6 1 K 9/06
 A 6 1 K 9/107
 A 6 1 K 9/08
 A 6 1 K 9/10
 A 6 1 K 9/20
 A 6 1 K 9/48
 A 6 1 K 9/16
 A 6 1 K 9/14
 A 6 1 K 47/10
 A 6 1 P 29/00
 A 6 1 P 21/00
 A 6 1 P 19/00
 A 6 1 P 19/02
 A 6 1 P 29/00 1 0 1
 A 6 1 P 17/00
 A 6 1 P 17/06
 A 6 1 P 37/08

【手続補正書】
 【提出日】平成26年11月12日(2014.11.12)
 【手続補正1】
 【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

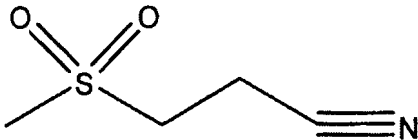
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

医薬的に許容される担体、及び以下の 3 個のメタンスルホニルプロピオニトリルの精製された化合物：

【化 1】



又はその医薬的に許容される塩若しくはその溶媒和物を含む医薬組成物であって、ここで、前記化合物が少なくとも 90% (w/w) の純度を有する、医薬組成物。

【請求項 2】

前記化合物が、少なくとも 95% (w/w) の純度である、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 3】

局所適用のための形態であり、及び前記化合物が、約 0.5 ~ 10% (w/w) の量である、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 4】

ゲル、クリーム、ローション、液体、エマルジョン、軟膏、スプレー、溶液、又は懸濁物の形態である、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 5】

さらにジエチレングリコールモノエチルエーテルを含む、請求項 4 に記載の医薬組成物。

【請求項 6】

タブレット、カプセル、顆粒、細顆粒、粉末、シロップ、坐薬、又は注射用溶液の形態である、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 7】

炎症を処置するための請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 8】

急性若しくは慢性腫脹、疼痛、若しくは発赤により特徴付けられる炎症の限局性発現の症状を軽減し又は緩和するための、請求項 7 に記載の医薬組成物。

【請求項 9】

前記医薬組成物が局所投与 (local administration) 又は全身投与により投与される、請求項 7 に記載の医薬組成物。

【請求項 10】

前記医薬組成物が局所投与 (topical administration) により投与される、請求項 9 に記載の医薬組成物。

【請求項 11】

疼痛を処置するための請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 12】

炎症及び/又は炎症性骨格若しくは筋肉疾患又は症状に関連する疼痛を処置するための請求項 1 に記載の医薬組成物であって、ここで、前記骨格若しくは筋肉疾患又は症状が、筋骨格捻挫、筋骨格挫傷、腱障害、末梢神経根症 (peripheral radicu

l o p a t h y)、関節リウマチ、若年性関節炎、痛風、強直性脊椎炎、乾癬性関節炎、全身性エリテマトーデス、肋軟骨炎、腱炎、滑液包炎、顎関節症候群、及び線維筋痛症からなる群から選択される、医薬組成物。

【請求項 1 3】

炎症及び/又は関節、靭帯、腱、骨、筋肉、若しくは筋膜に関連する疼痛を処置するための請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 1 4】

炎症及び/又は炎症性皮膚疾患若しくは障害に関連する疼痛を処置するための請求項 1 に記載の医薬組成物であって、ここで、前記炎症性皮膚疾患若しくは障害が、皮膚炎又は乾癬である、医薬組成物。

【請求項 1 5】

前記皮膚炎がアトピー皮膚炎又は接触皮膚炎である、請求項 1 4 に記載の医薬組成物。

【請求項 1 6】

前記医薬組成物が局所投与により投与される、請求項 1 4 に記載の医薬組成物。